

公益財団法人埼玉県下水道公社物品調達一般競争入札公告

物品（薬品）契約について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人埼玉県下水道公社物品調達一般競争入札執行要領（以下「要領」という。）第3条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、要領の規定によるものとする。

令和2年3月5日

公益財団法人埼玉県下水道公社
理事長 須藤 喜弘

記

1 概要等

（1）入札対象

- | | |
|--------------|------------------------|
| ア 件 名 | 苛性ソーダ（25%）（上期）購入 |
| イ 場 所 | 荒川水循環センター（戸田市笛目地内）他3箇所 |
| ウ 購入仕様及び予定数量 | 別添仕様書のとおり |
| エ 契約期間 | 令和2年4月1日から令和2年9月30日 |

（2）入札手続の方法

要領の規定による。

2 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次により競争参加資格確認申請書、競争入札参加資格等確認資料を提出すること。

（1）期 間

- 令和2年3月12日（木）午前10時00分から
令和2年3月13日（金）午後 4時00分まで（必着）

（2）提出場所

公益財団法人埼玉県下水道公社 本社 2階事務室

3 入札参加資格の有無の確認

要領に基づき、入札執行前に確認する。

4 入札執行の日時等

入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更することがある。この場合は、下水道公社ホームページ・掲示等で案内する。

(1) 入札日時

令和2年3月18日（水）午後3時10分

(2) 入札場所

公益財団法人埼玉県下水道公社 本社 3階会議室

5 この物品の入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、「物品の販売」の格付けA等級に格付けされた者で「工業用薬品」に登録された者であること。
- (4) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要領に基づく入札参加指名除外措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から入札日までの期間に、公社の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
- (7) 所在地区分が管轄内又は準管轄内であり、企業規模区分が中小企業を満たす者であること。
なお、自社（自己）の所在地及び企業規模については、埼玉県ホームページの入札情報公開システムにより、競争入札参加資格者情報から検索し、確認すること。

6 仕様書等に関する質疑

仕様書等に関する質疑がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。

(1) 受付期間

令和2年3月10日（火）午前10時00分から

令和2年3月11日（水）午後 3時00分まで

(2) 質疑に対する回答

質疑書を提出した者に回答するほか、その要旨を公社ホームページで公表する。

7 現場説明会

開催しない。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載する金額

金額は、1kg当たりの金額とし、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

(消費税及び地方消費税の取扱いは、契約書に明記する。)

(2) 入札回数

ア 再度入札は3回まで行うことができる。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 入札の辞退

要領第15条の規定による。

(4) その他

ア 一度提出した入札書を書換え、引換又は撤回することはできない。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、くじにより決定する。

ウ 入札に参加する者の数が1人の場合であっても執行する。

エ 入札を公正にできないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札者の押印のない入札書による入札

イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

ウ 金額の訂正のある入札書による入札

エ その他要領第19条に該当する入札

9 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額（単価契約においては、入札金額に予定数量を乗じた金額）の100分の5以上に相当する金額（一円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げるものとする）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、その全部又は一部の納付を免除する。

ア 入札参加希望者が保険会社との間に当公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の4月1日以後に2回以上全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ その他前号に準ずる場合であると、理事長が認めるとき。

(2) 入札保証金の納付方法は、次のとおりとする。

ア 入札参加希望者は、入札保証金を、入札日の前日までに下記口座に振り込むものとする。

イ 入札保証金の納付を証する証票を持参し、要領第13条第2項に規定する参加資格者の確認の際に入札執行者に提示する。

入札保証金振込口座

銀行名 埼玉りそな銀行県庁支店

口座名義 公益財団法人埼玉県下水道公社

種類 普通預金

口座番号 4630836

(3)上記(1)のアに該当する場合の免除の方法は、次のとおりとする。

ア 提出方法

原則として保険証券を入札場所に持参する。

イ 提出期限

令和2年3月18日（水）午後3時10分まで（入札開始前まで）

(4)上記(1)のイに該当する場合の免除の方法は、次のとおりとする。

ア 平成29年4月1日から公告の日までに国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（出資法人を含む。）と締結し、かつ、履行した「工業用薬品」の契約金額が概ね1000万円以上（単価契約においては、契約単価に予定数量を乗じた額）の物品売買契約2件について、その契約書の写し及び履行を証明するものを競争参加資格確認申請書に添付すること。

その場合、契約書の写しは、契約の規模を判断するため契約金額は抹消しないこと、なお仕様書や内訳一覧の部分の写しは必要としない。

また、履行を証明するものの例としては、検査調査の写し、履行証明書、当契約の代金受領証拠書類（預金通帳等）の写しとする。

イ 当公社と締結し履行した物品売買契約については、履行を証明するものの写しを省略することができる。

(5)入札保証金は、入札の終了後に還付する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、落札者に係る当該入札保証金は還付しない。

10 支払い方法

適法な請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

11 その他

埼玉県において、令和2年度予算が議決されず、公社との間で流域下水道維持管理業務代行委託契約が締結されなかった場合は、この公告に係る契約を締結しないものとする。

12 この公告に関する問い合わせ先

公益財団法人埼玉県下水道公社 本社 総務課 柳谷

電話番号 048-838-8585

FAX番号 048-838-8589